

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第七十一号

山梨県選挙管理委員会告示第七十一号

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数  
県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求ができる選挙権を有する者の一定数

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

選舉管理委員會

山梨県選挙管理委員会告示第六十九号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年十月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長成澤秀仁

二三、九四四

山梨県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十一号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十五年十月十七日

山梨県公報号外 第七十一号 平成二十五年十月十七日

選挙区名	三分の一の数	委員長	成澤秀仁
西八代郡	四、八〇一		
南巨摩郡	一、五二一		
中巨摩郡	一、二、三九二		
南都留郡	六七五		
甲府市	五二		
富士吉田市	四、六五四		
山梨市	三三五		
大月市	二二		
都留市・西桂町	一、三八五		
韮崎市	一、八六		
南アルプス市	一、八二二		
北杜市	一、七七五		
甲斐市	一、三八四		
笛吹市	一、五二八		
上野原市・北都留郡	一、八三		
中央市	一、九〇八		
甲州市	一、六二三		
甲州市	一、四二		
中央市	一、八九七		

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番